



卓 話



「都内の交通事故発生状況と 飲酒運転による交通死亡事故の特徴」

四谷警察署交通課長
諸石 明氏

今日のお話は交通事故というあまり楽しくないテーマです。しかしお集まりの方々の中でも運転をなさる方も多いかと思しますので、都内の交通事故はどのようなものが多いのかを確認していただき、気をつけるべき点等を参考にいただければと存じます。



さて、交通事故の発生件数ですが、ここ近年の上半期の東京都の交通事故（人身事故のみ）を見ていくと平成13年が42,205件発生しており、この指数を100とすると今年は87で都内の交通事故は確実に減少しているということになります。死者数を見ていただくと今年は119名ということで平成13年から比べると指数は68となり、死者数は13年に比べるとかなり減少しています。これはドライバーの皆さんの協力や、即効性のある警察側の取り締まり等が影響しているのではないかと思います。確かに取り締まりを厳しくすれば交通事故は短期的には減るのですが、では長期的に減らすにはとりますと、まずドライバー、ご老人、お子さん達の交通安全教育に力を入れています。もう一つは国道の工事事務所、都の建設事務所といった道路管理者の方々とは協力して様々な安全施設の新設、改良に取り組んでいます。例えば、渡っていけない道路を渡る方が車にはねられて事故となるので、これを防ぐ為に中央分離帯に柵を設け、横断を抑止する方法等が挙げられます。これは一例ですが、道路管理者と共同した交通事故防止対策と一言でいいますがその手法は様々です。

次に交通事故死傷者の内訳を説明させていただきます。死者119名、重傷者437名、軽症者40861名とそれぞれ数値が出ていますが、この交通事故の統計の死者数は、交通事故が発生してから24時間以内に亡くなられた方の数です。

24時間以降30日以内に亡くなられた方は重傷者に含められ、30日以降の方は交通事故の発生件数には入っても重症者の数には入りません。ですから実際はこの数字よりもっと多くの方が交通事故によって亡くなったり、立ち直れない大きな怪我を負われているということです。

この119名の死者ですが、東京の死者の数は都道府県別に見ると全国の中で上半期は全国でワースト5に入っています。

一番死者が多いのは愛知県で上半期に154名亡くなっています。11月14日現在、東京はワースト6まで下がりました。愛知はやはりワースト1ということで280名亡くなっています。ここで新たに東京を抜いて北海道が入ってきています。北海道は夏休みで観光に来る方々の交通事故が非常に多く、夏休みが過ぎますと毎年ワースト10の中に入ってきます。ですから北海道警察は夏休み中、交通事故の取り締まりを非常に厳しく取り組んでいます。例えば都内で速度10キロオーバーは警告にとどめていますが、北海道ではおそらく10キロオーバーで切符を切るのではないかと非常に厳しい対処をとっているのです。いずれにしても東京も6位とあまり褒められた数ではないので、全国で占める位置はそのようなものだとご承知していただきたく思います。

では都の交通事故は何時頃に大きい事故が発生しているのでしょうか。一日を午前6時から午後6時までを昼、午後6時から午前6時までを夜としますと、昼は42.9パーセント、夜は57.1パーセントと、事故全体は昼夜問わず発生しているのが分かります。

年齢層別の死者数、つまりどのような年齢層の方が事故に遭われているのかということですが、高齢者、つまり交通事故統計上65歳以上の方が全体の33.6パーセントを占めています。つまり都内で高齢者の交通事故を減らせば必然的に大きな死亡事故は減るということで、警視庁の交通部は高齢者の交通事故防止を強力に取り組んでいます。特に高齢者の場合、歩行中に事故に遭われて亡くなられる方が多いのです。これをなくすため、現在、車のライトがあたると光る反射材を靴などに身につける、ダーク系の服装よりも明るい色の服装の方がドライバーの目からはるかに目立ちますので明るい服装をしていただくといったことを地域の高齢者の集まりなどで指導しています。

次に、これらの交通事故の死亡者の事故当時の状態ですがまず歩行中が多く、今年は都内で上半期47名の方が亡くなっています。同じ位多いのは自動二輪、原付といった二輪乗車中で上半期だけでも44名の方がお亡くなりになっています。この二輪車の死亡事故、ひとつは速度の出しすぎでカーブを曲がりきれずにガードレールや側壁にぶつかる、いわゆる自損事故が目立ちます。それにもう一つ、四輪車は右折、二輪車は対抗の直進で多く事故が発生します。交差点など、渋滞をしていると四輪車は二輪車が見えません。また二輪車も四輪車の間を抜け、スピードが出た状態で交差点を抜けようとするため、右折をする四輪車と衝突して亡くなってしまう事故が多いのです。実際これをなくすための打開策を見つけることはとても難しいのです。

が、四輪車を運転する際には渋滞をしても右折をする時、対向から二輪車が飛び出してくるという意識を持って気を付けていただきたいと思います。

道路別・道路形状別での事故の発生状況はどうでしょうか。やはり都内で起こる大きな事故は裏通りより表通りで多く発生しています。また道路形状別からいうと都内の交通事故はほとんど交差点で起きています。皆さんも道路が重なる交差点に差しかかったら、都内で発生している交通事故のほとんどは交差点で発生していることを意識していただきたいと思います。

先程65歳以上の方を高齢者とする都内では高齢者の交通事故数が多いと言いましたが、この高齢者の交通事故について少し触れたいと思います。高齢者の死亡事故発生状況を年別推移で見えていきますと、平成13年度上半期が48名だったのに比べ今年上半期は40名と若干減ってきていますが、全体の死者数の中の高齢者の死者の割合は今年上半期で33.6パーセントということで、ここ近年と比べますとほとんど減っていないため、是非警察は高齢者の交通事故をなくしていきたいと考えています。

高齢者の時間別死者の状況を見ると、昼65パーセント、夜35パーセントということで、やはりお年寄りには昼に移動することが多いため、昼間帯に事故の発生件数が多いという結果がでます。ただし夜も35パーセント占めているので是非夜の事故を減らす為、先程申し上げた反射材を身に付けたり、明るい服装での外出を普及していきたいと考えています。

65歳以上の高齢者と一口に申し上げましたが、65歳以上75才未満の方と75歳以上の方の死亡事故の割合を見ていきますと、実は75才未満の方が57.5パーセント75歳以上の方が42.5パーセントという数字で、同じ高齢者でも若い方のほうが多く交通事故に遭われています。これはおそらく外で活動をする機会が多いためと思われそうですが、いずれにしても前期高齢者のほうが事故に遭われることが多いのだということを覚えておいていただければと思います。

高齢者が事故に遭われる状況としては、高齢者が車を利用している場合の事故は前の車への追突や、交差点の出会い頭での追突といった事故が多いようです。また歩行中に事故に遭われた高齢者のほとんどが道路横断中です。今年上半期は横断歩道横断中14名、横断道路付近1名と計15名の方が亡くなっています。さらに高齢者の違反別死者の状況を見ていきますと、歩行中に遭われた方は道路の横断違反が11件と群を抜いています。その11件の内訳は横断歩道外が2件、禁止場所での横断が2件、その他7件はななめ横断や

駐車車両の直前、直後の横断が含まれています。近頃四谷管内で駐車車両も大分減りましたが、それでも荷物の積み卸し等で駐車している場合があります。駐車車両の直前直後の横断はドライバーの方が全く発見できないような状況で歩行者が目前に出てくるため大きな事故に繋がるので注意が必要です。また高齢者のほとんどが自宅から500メートル以内、つまり家から出た直後、または戻る直前に事故に遭われているということです。都内では二輪車の事故、高齢者の事故が多いというお話をしましたがこれを少しでも減らすため、我々警察は取り組んでいます。

次に飲酒運転について少しお話させていただきたいと存じます。ご存じの通り、福岡市の職員がお酒を飲んだ上運転して衝突事故を起こし、追突された方の車が橋の欄干から川に墜落、車に乗っていた幼い兄弟3人が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。この事故を機に、全国的に飲酒運転撲滅という機運が高まり、マスコミ等が大きく取り上げているところです。四谷管内でも深夜検問を普段より強化して飲酒運転を検挙しているため、このところ検挙件数が減ってきてはいますが、未だにお酒を飲んで運転する人がいるようです。お酒を飲んで運転すると罰則が課せられます。通常呼気1リットル中のアルコール濃度が一定以上になると、酒気帯び運転ということで1年以上の懲役、30万円以下の罰金ということになります。ただお酒の強い方もいれば弱い方もいるため、数値に関わらず正常な運転が出来ない状態、いわゆる酒酔い運転ということになりますと3年以下の懲役、50万円以下の罰金が課されます。現在この量刑が軽すぎるということで、警察庁の方ではもう少し厳罰化しようと検討に入っているようです。

お酒を飲んで交通事故を起こした場合、業務上過失致死罪、或いは致傷罪ということで5年以下の懲役、または50万円以下の罰金ということになります。刑法改正で新設された危険運転致死傷罪は、自分が酒を飲み、正常な運転ができないとわかっていながら運転し、人を傷つける、或いは死亡事故を起こすという行為に対して適用される刑罰です。この危険運転致死傷罪に該当しますと、負傷させた場合には15年以下の懲役、相手側が亡くなった場合には1年以上の有期懲役ということで非常に厳しい処罰となっています。我々もできれば亡くなった方のご無念をほらしたいということで危険運転致死傷罪を適用し、被疑者を送検したいと思っていますが、故意の立証が難しいなどといった問題が多く残っています。しかし今後とも、お酒を飲んで運転してなかつ事故を起こしたものについては厳しく対処していきたいと考えています。